

# 調理師養成施設を卒業する留学生の 調理業務への従事に係る要望について

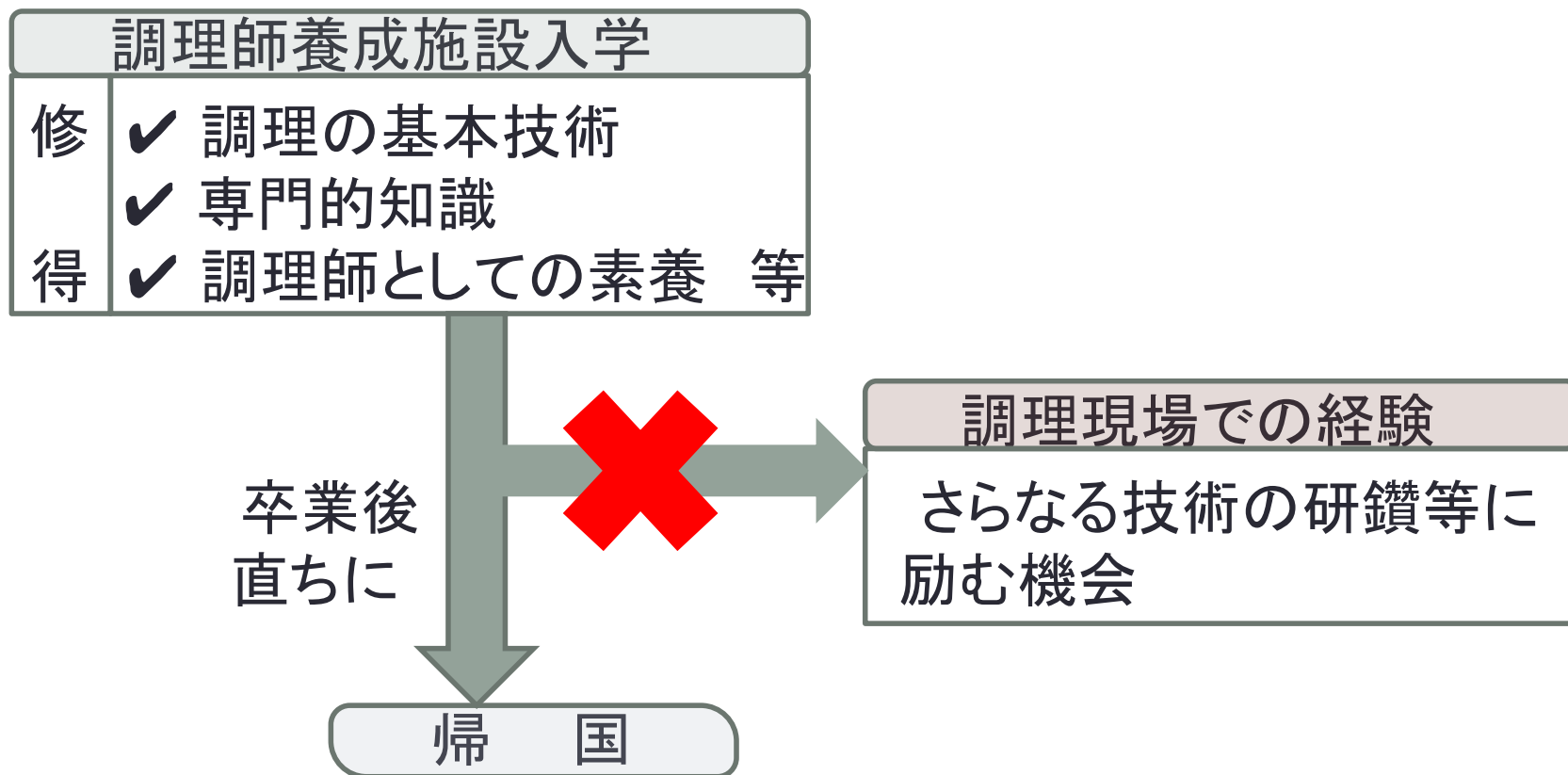
---

平成25年10月31日

公益社団法人 全国調理師養成施設協会

# 1 現 状

現制度(規定)における在留資格「留学」



## 2 要望内容

- (1) 現制度(規定)による在留資格「特定活動」の該当例に『調理師』を加え、「留学」から「特定活動」への変更を可能とする。
- (2) 「特定活動」として一定期間、日本食の調理業務への従事(就労)を可能にする。

# 働きながら日本食を学ぶために

現行

在留資格「留学」  
(調理師免許取得)

帰国

要望

在留資格「留学」  
(調理師免許取得)

在留資格の変更

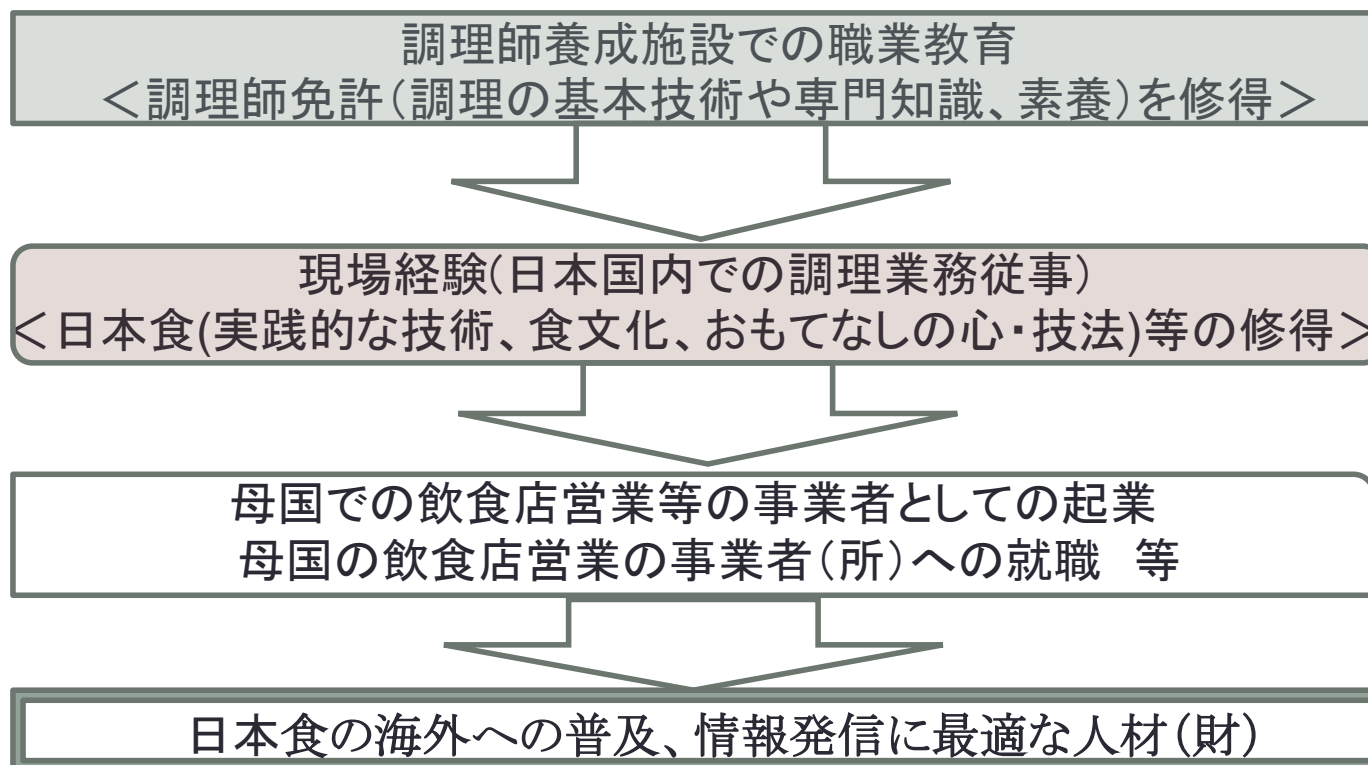
「特定活動」

日本食の調理業務  
(2年)

帰国

### 3 理由

- (1) 日本の食材、日本食(日本の食文化を含む)の海外への普及、情報発信に最適な人材(財)の育成



# 4 効果

日本食・食文化の海外普及促進



- ・日本産の農林水産物・食品の輸出拡大
- ・食産業のグローバル展開
- ・訪日外国人の増加・・・等

## 5 実現するための課題

- (1) 就労期間満了後の母国への帰国及び母国での普及活動の担保
- (2) 国内在留時の身元保証
  - ① 在留資格取得に関する事項(日本法令の遵守/滞在費/帰国費用)の保証
  - ② 雇用主への身元保証

## 6 課題に対する対応

### (1) 協会の考え方

① 単に規制が緩和されれば良いとは考えない

② 入国管理上の環境(条件)整備が必要

③ 一定の条件を満たすことが必要

イ 事業者(事業所)との連携

ロ 就労に係る就労実施要領、計画の策定

ハ 就労に係る就労実施要領、計画の適正な運用 等



# 6 課題に対する対応

## (2) 協会の対応

### 1) 「就労実施要領」の策定

- ① 特定調理活動修得就労計画及び施設
- ② 在留中の住居確保のための具体的方法
- ③ 特定調理活動指導員、生活指導員の要件等
- ④ 報酬及び労働等
- ⑤ 面接、相談への対応
- ⑥ 帰国旅費の確保、帰国担保措置
- ⑦ 特定調理活動が不可能となった場合の措置
- ⑧ 就労期間
- ⑨ 受入人数 等

### 2) 日本食レストラン普及推進機構との連携

## 6 課題に対する対応

### (3) 調理師養成施設の対応

- 1) 連携(提携)事業者(事業所)の整備
- 2) 留学生の母国出身校との連携
- 3) 在留中の住居の確保等生活面での指導
- 4) 帰国旅費の確保等帰国担保

## 6 課題に対する対応

- (4) 卒業留学生を受け入れる事業所の対応
  - 1) 連携事業者としての登録
  - 2) 卒業留学生との雇用契約締結